

大阪社保協学習会

障害者の65歳問題（介護保険優先原則）とは何か～2023自治体キャラバンに向けて～

2023年7月12日
きょうされん大阪支部
事務局長 雨田信幸

2023年7月12日

1

今日の話の流れ

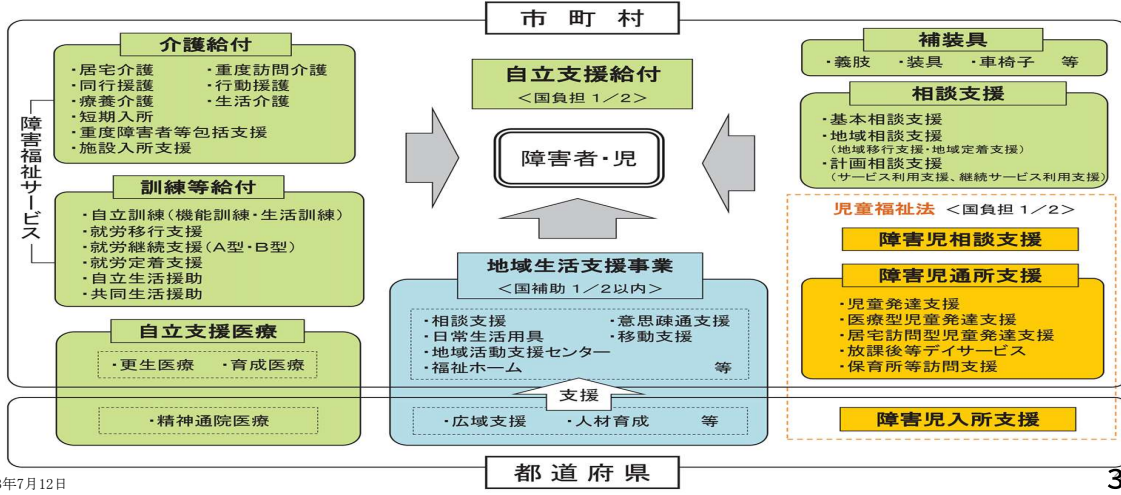
1. 障害者総合支援法の概要と運動の経緯
2. 介護保険優先原則(65歳問題)と何か
3. 浅田訴訟と天海訴訟
4. 自治体キャラバンに向けて(要望内容/アンケート結果の読み方)
5. おわりに

2023年7月12日

2

1、障害者総合支援法の概要と運動の経緯

障害者総合支援法等における給付・事業



2023年7月12日

3

■ 障害福祉サービスに係る自立支援給付等の体系

※表中の◎は「障害者」、◎は「児童児」であり、それぞれ利用できるサービスです。

1 介護給付	
① 居宅介護(ホームヘルプ) ◎◎	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
② 重度訪問介護 ◎	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常時介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入浴時の支援などを総合的にを行います。
③ 同行支援 ◎◎	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の経路等の外出支援を行います。
④ 行動支援 ◎◎	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
⑤ 重度障害者等包括支援 ◎◎	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
⑥ 短期入所(ショートステイ) ◎◎	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
⑦ 療養介護 ◎	医療と療養介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
⑧ 生活介護 ◎	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
⑨ 施設入所支援(障害者支援施設での夜間ケア等) ◎	施設に入所する人に、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
2 訓練等給付	
① 自立訓練 ◎	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要の訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。
② 就労移行支援 ◎	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
③ 就労継続支援(A型=雇用型、B型=非雇用型) ◎	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結ばないB型があります。
④ 就労定着支援 ◎	一般就労に就いた人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
⑤ 自立生活援助 ◎	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を支援し、必要な支援を行います。
⑥ 共同生活援助(グループホーム) ◎	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の補助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要が想定されている方には介護サービスも提供します。さらに、グループホームを運営し、一般住宅等への移行を目指す人のためにサテライト型住居があります。

2023年7月12日

3 相談支援	
① 計画相談支援 ◎◎	サービスの内容についての詳細は、8ページをご参照ください。
② 地域移行支援 ◎◎	
③ 地域定着支援 ◎◎	
4 地域生活支援事業	
① 移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します。
② 地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を行う施設です。
③ 福祉ホーム	住居を必要としている人に、低廉な料金で、居室を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。

■ 日中活動と住まいの組み合わせ

入所施設のサービスを、昼のサービス(日中活動事業)と夜のサービス(居宅支援事業)に分けることにより、サービスの組み合わせを選択できます。利用者一人ひとりの個別支援計画を作成して、利用目的に合ったサービスが提供されます。



※療養介護については、医療機関への入院とあわせて実施

4

市町村事業

内 容	
理解促進研修・啓発	障害者に対する理解を深めるための研修や啓発事業を行います。
自発的活動支援	障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。
相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ●相談支援 障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行うとともに、虐待の防止や権利擁護のために必要な援助を行います。また、(自立支援)協議会を設置し、地域の相談支援体制強化の取組を行います。 ●基幹相談支援センター等の機能強化 地域における相談支援の中核的役割を担う機関として、総合的な相談業務の実施や地域の相談体制の強化の取組等を行います。
成年後見制度利用支援	補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人を対象に、費用を助成します。
成年後見制度法人後見支援	市民後見人を活用した法人後見を支援するための研修等を行います。
意思疎通支援	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を困難にしている人とその他の人の意思疎通を介するために、手話通訳や筆訳筆記、点字等を行う者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等	障害のある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行います。
手話奉仕員養成研修	手話で意思疎通支援を行う者を養成します。
移動支援	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター	障害のある人が遊び、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の機会を促します。
その他（任意事業）	市町村の判断により、基本的な権利を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。たとえば、福祉ホールの運営、新居入居サービス、自中一泊支援があります。

事業名	内 容
計画相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ●サービス利用支援 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。 ●継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
地域相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ●地域移行支援 障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障害者、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。 ●地域定着支援 居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。
障害児相談支援（児童福祉法）	<ul style="list-style-type: none"> ●障害児支援利用援助 障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。 ●継続障害児支援利用援助 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

※障害児の居宅サービスについては、指定特定相談支援事業者がサービス利用支援・継続サービス利用支援を行います。障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児相談支援の対象とはなりません。

5

2023年7月12日

■支給決定プロセス

※1 「利用計画の作成」は、障害者支援課が行いますが、利用計画アシスタント制度の導入により、必要に応じて、必要となります。

※2 「生活支援課」の利用申請のうち、一定の場合は障害者支援課が決定が変更です。

1 月ごとの利用者負担には上限があります

●障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区 分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯（注1）	0円
一般1	※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を含みます（注3）。	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

（注1）3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。

（注2）収入が概ね650万円以下の世帯が対象となります。

（注3）入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者は、市町村民税非課税世帯の場合、1一般2となります。

●所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種 別	世帯の範囲
18歳以上の障害者（施設に入所する18、19歳を除く）	障害のある人とその配偶者
障害児（施設に入所する18、19歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

※障害児の利用者負担は18ページに記載してあります。

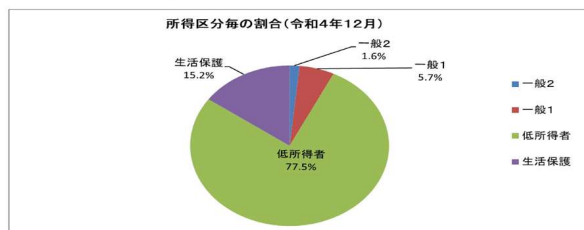
6

2023年7月12日

令和4年12月の利用者負担額等データ（障害者総合支援法に基づく介護給付費等）

障害福祉サービス利用者のうち、92.7%が無料でサービスを利用している。
 ※ 市町村民税非課税世帯（下図「低所得者」「生活保護」区分）は利用者負担なし。
 給付費全体に対する利用者負担額の割合は、0.25%である。

所得区分	令和4年12月				
	利用者数(実数) (万人)	所得区分毎の 割合	総費用額 (億円)	利用者負担額 (億円)	負担率
一般2	1.6	1.6%	31.5	2.4	7.47%
一般1	5.6	5.7%	83.7	3.2	3.87%
低所得者	76.6	77.5%	1,862.5	—	—
生活保護	15.0	15.2%	278.6	—	—
計(平均)	98.8	100.0%	2,256.3	5.6	0.25%



(内訳)

入 所 : 14.5万人
 GH 等 : 17.0万人
 居 宅 : 22.5万人
 通 所 : 44.8万人

2023年7月12日

10 7

運動の経緯（20年余りを振り返る）

- 2000年4月…介護保険制度
- 2003年4月…支援費制度スタート
- 2004年10月…改革のグランドデザイン(介護保険との統合案)
- **2005年2月…「障害者自立支援法」国会に上程**
／同年10月31日 国会で成立
- 2006年4月…法律施行
- 2006年12月…国連障害者権利条約、採択
- **2008年10月…自立支援法違憲訴訟提訴**
- **2009年9月…政権交代／自立支援法廃止し新たな法制度を創設する提案**
- 2009年12月…障害者制度改革推進本部
- 2010年1月…障害者制度改革推進会議
- **2010年4月21日…勝利的和解、首相官邸訪問**
- 2010年／4月27日:障害者総合福祉部会発足
 ／6月7日、障害者制度改革推進第一次意見／差別禁止部会の発足／障害者制度改革推進第二次意見
- 2011年／7月27日:障害者基本法改正／8月30日:総合福祉法の骨格に関する提言
- **2012年6月20日:障害者総合支援法の成立**
 ／9月14日:「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」について
- 2013年／4月1日:障害者総合支援法施行／6月26日:差別解消法成立
- 2014年／1月20日:障害者権利条約批准
- **2022年／9月:国連障害者権利委員会「総括所見」**

2023年7月12日

8

「私たち抜きに私たちのことを決めないで」 (Nothing About us without us)



2023年7月12日

「応益負担は憲法違反！」 自立支援法訴訟 2008年10月 全国一斉提訴



全国14の地方裁判所71人の原告が訴え
(2009年10月現在)

9

2, 介護保険優先原則(65歳問題)と何か

※65歳で変わること

- ①介護保険第一号被保険者となる※1
- ②新規の障害福祉サービスの利用が難しくなる※2
- ③新高額障がい福祉サービス等給付費の対象になる※3
- ④共生型サービスに移行できる※4

2023年7月12日

10

- ◆障害福祉サービスを受けている人が、65歳になったことを理由に介護保険サービスの利用を求められ、移行することによって今までにない負担が発生しサービス内容が変わることで生活に影響が出てしまう(※40歳～64歳特定疾病)
- 「なぜ、そういった問題が発生するのか」
- ◆総合支援法第7条に介護保険優先原則が定められているか

障害者総合支援法第7条(他の法令による給付との調整)

第七条 自立支援給付は、当該障害の状態につき、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の規定による介護給付、健康保険法(大正十一年法律第七十号)の規定による療養の給付その他の法令に基づく給付であって政令で定めるもののうち**自立支援給付に相当するものを受けるとき**は政令で定める限度において、当該政令で定める給付以外の給付であつて国又は地方公共団体の負担において自立支援給付に相当するものが行われたときはその限度において、行わない。

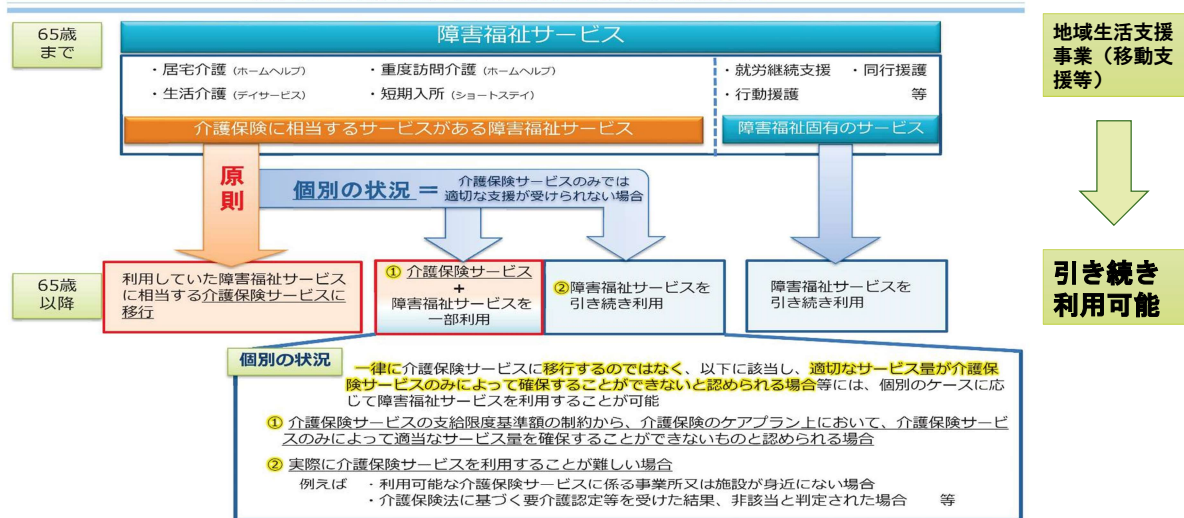
自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について

- 平成19年3月28日通知…抜粋<最終改正H27・3・31>
- 障害者が同様のサービスを希望する場合、心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であり、**一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこと**
- 介護保険サービスには相当するものがない**障害福祉サービス固有のもの**と認められるものは、**障害福祉サービスを支給する。**
- サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のもの**(同行援護、行動援護、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援等)**については、当該障害福祉サービスに係る介護給付費等を支給する。

2023年7月12日

13

障害福祉制度と介護保険制度の適用関係の概要



2023年7月12日

「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」(平成19年通知) 85

14

3、浅田訴訟と天海訴訟

(浅田訴訟について)

- 重度の身体障害と言語障害。ヘルパーなどの支援が不可欠
- 2012年11月、翌年2月に65歳を迎えるという時点で介護保険申請と制度移行を岡山市から打診される
- 移行後のおおよその自己負担額を聞き「生活ができなくなる」と驚き介護保険を未申請。すると岡山市は「介護給付費等不支給(却下)決定通知」を出し、誕生日前日よりこれまでのサービス(月249時間の重度訪問介護)をすべて打ち切り。
- ボランティアの力を借り生活を維持したが限界に。不本意ながら、介護保険申請を行い同制度のサービス支給を受ける。
- 人権を無視した制度移行の強制に強い憤りを持ち、2013年9月19日①決定の取消し②月249時間の介護給付費支給決定③損害賠償金209万4037円の支払いをもとめ提訴

2023年7月12日

15

地裁・高裁判決内容

地裁判決(2018年3月14日)

1. 岡山市の処分取消
2. 不足部分の96時間の介護給付費支給決定の義務付け
3. 107万5000円の損害賠償。

高裁判決(2018年12月13日)

- 総合支援法第7条
 - ① 自立支援給付と介護給付は理念・目的から違うサービス
 - ② 羈束処分ではなく裁量処分
 - ③ 障害福祉サービスを利用していた障害者が介護保険サービスの利用を申請した場合に生じる二重給付を避けるための調整規定。介護保険制度に申請していない場合、この規定は採用されないこと



2023年7月12日

16

天海訴訟について

障害者福祉の居宅介護のホームヘルプサービスを日曜を除く毎日2～3時間の介護を受け生活してきました。しかし昨年7月に65歳になった時に千葉市に介護保険の申請を断り、障害者福祉の継続を申請しましたが却下され、8月からは全額自己負担で介護を受けなければならなくなってしまい、8月1ヶ月で約14万円の利用料を払わなくてはならなくなりました。介護保険の利用を断っただけで、障害者福祉をバツサリ切り生存権を奪った千葉市の冷たい姿勢を正し、障害者総合支援法第7条の介護保険優先を改めさせ、改悪され続けている介護保険制度の抜本的な見直しを訴えるため、千葉市を相手に提訴を行うことを決意しました(2015年11月27日提訴)



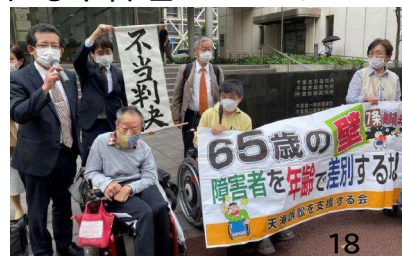
2023年7月12日

17

2021年5月18日、千葉地裁不当判決

● 千葉地裁の問題点

- ① 障害者総合支援法7条の解釈指針について、強引に他の要件を追加して適法要件を創設した。
- ② 総合支援法と介護保険法の違いについて考慮していない
- ③ 自立支援法違憲訴訟と国との基本合意の経緯も無視
- ④ 65歳で非課税世帯の障害者が自己負担を強いられる不合理について一切検討していない
- ⑤ 自立支援給付の全面打ち切りという処分について、介護保険の申請に協力しない天海さんの責任にしている



2023年7月12日

18

東京高裁逆転勝訴 (2023年3月24日)

判決のポイント→



2023年7月12日

- ①課税世帯で生活保護の境界層措置(*)の対象となった障害者は居宅介護の利用料が無料になるだけでなく、介護保険に移行しても訪問介護の利用料が無料となる。
- ②これに対し、非課税世帯の障害者が、介護保険に移行すると、15,000円を上限とした利用料負担が発生する。
- ③生活保護の境界層措置の対象とはいえ、非課税世帯より収入が多い課税世帯の障害者の利用料が無料であるのに、非課税世帯の障害者に利用料が課されるのは、制度間の不均衡と言える。
- ④千葉地裁の判決はこうした制度間の不均衡の固定化につながるため、却下とする。
- ⑤千葉市は、この制度間の不均衡を是正する限りにおいて、障害福祉サービスを継続する裁量権があった。
- ⑥それにも関わらず、障害福祉サービスの更新を却下したのは違法である

広島高裁岡山支部

東京高裁

	判断	裁量処分	羈束
法7条について	理由等	<p>自立支援法7条は、自立支援給付と介護保険給付等の二重給付を回避するための規定であって、介護保険給付を利用可能な障害者が、その申請をしない場合に、自立支援法7条に基づき、自立支援給付の不支給決定をすることは、羈束処分とはいえ、裁量処分と解するのが相当である。</p>	<p>天海弁護団が主張した法7条は自治体を羈束するものではないという主張は採用できない。</p> <p>市町村が支給可否決定を行うに際して自立支援給付の継続を選択することができる裁量権はない。自治体による障害福祉サービスの継続は事務連絡や通知を踏まえた配慮。</p>

2023年7月12日

4, 2023年自治体キャラバンに向けて

要望項目(7. 障がい福祉「65歳問題」と重度障害者医療)

①障害者総合支援法7条は二重給付の調整規定であり、介護保険法27条8項の規定(要介護認定の効力は申請日までしか遡れないこと)との関係から、「できるとき」規定の効力は要介護認定の申請日以降にしか発生しないという法的論拠に基づき運用を行うこと。

②日本の社会保障制度の原則は申請主義であることから、障害者に介護保険への申請勧奨をすることはあっても強制してはならないこと、厚生労働省の通知等でも未申請を理由とした障害福祉サービスの更新却下(打ち切り)は認めていないことを関係職員に徹底し、申請の強制や更新却下を防止すること。

2023年7月12日

21

③2007年通知「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等について」・2015年事務連絡「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」・「介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領:令和5年4月)」に明記されている内容にもとづき運用を行うこと。

※(令和5年6月30日事務連絡)

- ④介護保険に移行した一部の障害者にしか障害福祉サービスの上乗せを認めない独自ルールを設けている場合はこれを撤廃し、2007年初出の「適用関係通知」等で厚生労働省が示す基準にもとづき運用を行うこと。
- ⑤介護保険優先は二重給付の調整であり、「介護保険優先」はあくまで原則を示しているに過ぎず、個々の状況に応じて障害福祉サービスの継続も可能な例外があることという事実を、自治体のHPや障害者のしおりなどに正確に記述すること。

2023年7月12日

22

- ⑥ 介護保険対象となった障害者が、介護保険への移行をせず引き続き障害福祉サービスを利用する場合には、**現行通りの基準を適用するよう国に求めること**
- ⑦ 介護保険対象となった障害者が、介護保険サービスを利用しかつ上乗せで障害福祉サービスを利用する場合の新たな国庫負担基準を創設するよう国に求めること
- ⑧ 障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援1、2となった場合、総合事業における実施にあつては障害者に理解のある有資格者が派遣されるようにすること。
- ⑨ **障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担はなくすこと。**
- ⑩ 2018年4月診療分より見直された重度障害者医療費助成制度において、自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設を行うこと。

2023年7月12日

23

自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項 (H27・2月) 及び運用の具体例 (R5・6) 等について…事務連絡

- その際、障害福祉サービスの利用を認める要件として、一定の要介護度や障害支援区分以上であること、特定の障害があることなどの**画一的な基準(例えば、要介護5以上でかつ障害支援区分4以上、上肢・下肢の機能の全廃、一月に利用する介護保険サービスの単位数に占める訪問介護の単位数が一定以上等)**のみに基づき判断することは適切ではなく、障害福祉サービスを利用する障害者について、介護保険サービスへの移行を検討する際には、個々の障害者の障害特性を考慮し、必要な支援が受けられるかどうかという観点についても検討した上で、支給決定を行うこと。**<R5・6事務連絡/1, (1)>**

2023年7月12日

24

- 共同生活援助を利用する障害者について、個々の障害者の状況等から見て必要と認められる場合には、**65歳以降も引き続き共同生活援助の利用を認める**。なお、当該障害者の要介護度等に応じて、**認知症グループホームや特別養護老人ホーム等への入居・入所を検討することが望ましい場合も想定される。**<R5・6事務連絡／1, (2)>
- 介護保険制度を利用することによる利用者負担への配慮として、**新高額障害福祉サービス等給付費について、対象者等に対し、制度概要の丁寧な説明を行うとともに、対象となりうる者へ個別に勧奨通知等を送付することが望ましい。**<R5・6事務連絡／2, (1)>

2023年7月12日

25

相談を受けた事例1

- 身体と精神の障害があり障害者総合支援法から居宅介護サービスを受けてきた方が65歳になり市の職員から介護保険の申請をすすめられた。
- それに応じて介護保険を申請したら、要支援2の判定が出た。すると介護保険課から、「要支援2では訪問介護が使えない」と言われた。
- それなら居宅介護を出してもらおうと思って障害福祉課に行ったら、「介護保険が先になるので使えない」と言われ申請させてもらえなかったとのこと。
- 就労継続B型はそのまま使えているが、ヘルパー支援がゼロになってしまった。

2023年7月12日

26

相談を受けた事例2

- 65歳知的障害女性。訪問介護と移動支援の支給決定を受けている。
- ある日、移動支援を利用してカラオケ店にヘルパーと行き、帰りに近くにあったドラッグストアで洗剤を購入、帰宅した。
- 翌月、事業所が実績報告し移動支援に関する請求を出したら、「日用品購入は訪問介護が優先となる」と指摘された。
- 移動支援でウィンドウ・ショッピングはいいが、欲しい物は置き置きしてもらい後で訪問介護で購入するようにとの指導(例:女性用ブラウスを)

2023年7月12日

27

アンケート結果（上乗せ横出しの案内）

65歳以上障害者の介護保険優先問題③障害サービス上乗せ横出しの案内 202306大阪社保協調査													
上乗せ横出しについての案内													
	介護保険利用者全員			上乗せ横出し対象者のみ			お知らせする お知らせの内容			知らせない	知らせない理由		
	申請前	支給決定後	その他具体的な時期	申請前	支給決定後	その他具体的な時期	一律優先しないこと	上乗せ支給	横出し支給			その他具体的に	
8	島本町			0			0	0	0				
9	茨木市	0								現在利用している障害福祉サービスについて、原則、介護保険になること。			
10	吹田市	0					0	0	0				
11	摂津市										0 問合せがあれば回答している。		

2023年7月12日

28

アンケート結果について（優先関係・上乗せ基準）

65歳以上障害者の介護保険優先問題④優先関係 202306大阪社保協調査						
介護保険での不足分の障害者サービスでの上乗せ						
上乗せする						上乗せしない
要介護区分・障害区分に関係なく支給	支給基準を満たした場合に支給	要介護区分	障害支援区分	その他基準あり	その他基準あり(具体的基準)	
31	堺市	○				
32	和泉市		4・5	○	身体手帳1・2級もしくはそれに準ずる難病	
33	高石市		5	6		
34	泉大津市		4・5	○	個別の状況に応じてその都度検討も行う	

2023年7月12日

29

アンケート結果について（移行しない方への対応）

65歳以上障害者の介護保険優先問題⑨介護保険に移行しない方への対応202306大阪社保協調査					
介護保険へ移行しない方への対応					
	申請まで障害者サービス継続支給	一定期間継続支給するが期間内に申請しなければ支給停止	支給停止期間	障害者サービス支給即時停止	その他
3	池田市	○			
4	豊能町	○			
5	能勢町	△	△	ケースによって判断	ケースにより、継続支給、又は継続支給するが期間内に申請しなければ支給停止を検討する。
6	箕面市				障害福祉サービスを継続支給するが、利用者への説明を十分かつ丁寧に行い、介護保険への移行へ理解を求めながら、介護認定申請及びその後の必要なサービス調整を行う。
7	高槻市	○			

2023年7月12日

30

アンケート結果について（負担軽減策）

65歳以上障害者の介護保険優先問題⑩サービス利用者負担軽減策202306大阪社保協調査

	特定作業	2022年度償還金額(円)	償還頻度				
			出来ていない	出来た/人数	毎月	半年に一度	1年分まとめて
7	高槻市	37	1,313,629			0	
8	島本町	0					
9	茨木市	18	2,192,515	0			
10	吹田市	0					
11	摂津市	10	1,001,169	0			

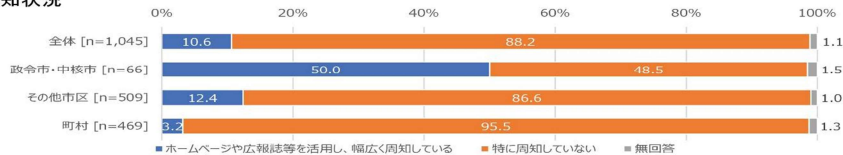
2023年7月12日

31

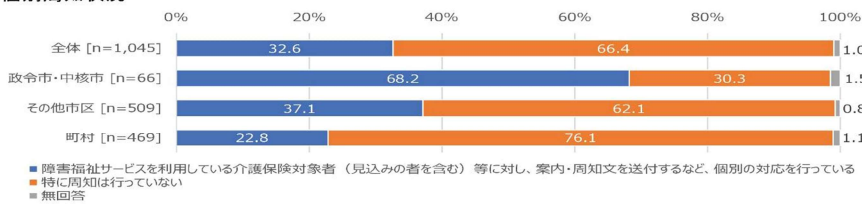
新高額障害福祉サービス等給付費の周知状況

○ 周知状況については、ホームページ等を活用し幅広く周知している自治体は10.6%であり、個人宛に案内・周知文を送付するなど、個別の対応を行っている自治体は約32.6%であった。

○周知状況



○個別周知状況



(出典：令和2年度障害者総合福祉推進事業「自治体及び障害福祉サービス事業所等における事務負担削減に関する調査研究」)

2023年7月12日

6 32

【図表6: 2018年度国庫負担基準】

居宅介護利用者		重度訪問介護利用者		同行援護利用者		重度障害者等包括支援利用者		
区分1	2,930単位	区分3※	21,500単位	区分に関わらず	12,730単位	区分6	85,750単位	
区分2	3,790単位	区分4	26,920単位			介護保険対象者	58,480単位	
区分3	5,580単位	区分5	33,740単位	行動援護利用者				
区分4	10,480単位	区分6	48,110単位			区分3	14,790単位	重度障害者等包括支援対象者であって 重度障害者等包括支援を利用しておらず、 居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は 行動援護の利用者
区分5	16,780単位	※区分3は経過規定		区分4	19,930単位	区分6	69,830単位	
区分6	24,150単位	介護保険対象者	16,020単位	区分5	26,500単位	介護保険対象者	42,560単位	
障害児	9,420単位			区分6	34,440単位			
	※別途通院等介助ありを設ける			障害児	18,820単位			

※ 各区分の国庫負担基準額(一人当たり月額)は、表の「単位数」に級地区分ごとに設定する「1単位当たり単価」及び「各市町村の給付率」を乗じた額となる。加えて、特別地域加算の対象地域(離島等)に居住する利用者に係る単位は、さらに15%を乗じた額となる。

※ 同行援護及び行動援護の介護保険対象者の単位は、介護保険対象者以外のものと同単位。

※ 各市町村の訪問系サービスの利用者数や、訪問系サービス全体の利用者数に占める重度訪問介護及び重度障害者等包括支援利用者数の割合に応じて、各市町村全体の国庫負担基準総額を5%から100%の範囲で嵩上げを行う。

介護保険対象者: 0 単位

出典: 厚生労働省「国庫負担基準の一部改正について」、2018年3月。

2023年7月12日

33

自治体懇談前・当日・その後

(1) 懇談前

- ・ 障害当事者・家族・関係者との関係づくり

(2) 懇談当日

- ・ 福祉のしおり
- ・ 「自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例(R5・6月30日)」事務連絡を理解しているか
- ・ 移行しない人の障害福祉サービス支給決定期間
- ・ 介護保険利用者負担軽減策(確定及び個別案内、償還頻度)
- ・ 医療費助成制度

(3) 懇談後

- ・ 不明な点をぜひお知らせしてほしい

2023年7月12日

34

4, おわりに

- ◆ 介護保険法は高齢者及び高齢期を迎えた障害当事者に十分に対応できない
- ◆ 障害者総合支援法は、高齢期を迎えた障害当事者の実態を踏まえたものになっていない
- ◆ 違う主旨・尺度を持った法律をつなげることはできない
- ◆ **根本問題→利用契約制度、利用者負担問題**

2023年7月12日

35

障害者総合支援法

1. (目的) 第一条 この法律は、障害者基本法...略...その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する**個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう**、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

2023年7月12日

介護保険法

1. (目的) 第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、**これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう**、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

36

「障害支援区分」と「要介護度」の主な考え方の違い

	障害支援区分	要介護度
区分	非該当、区分1～6	非該当、要支援1～2、 要介護1～5
区分が示すもの	<u>必要とされる標準的な支援の総合的な度合</u>	<u>介護の手間(介護の時間)の総量</u>
認定調査の考え方	「できたりできなかつたりする場合」は、「 <u>できない状況</u> 」に基づき評価 普段過ごしている環境ではなく「 <u>自宅・単身</u> 」を想定して評価	「できたりできなかつたりする場合」は、「 <u>より頻回な状況</u> 」に基づき評価 生活環境や本人の置かれている状態等も含めて評価
審査会の考え方	対象者に必要とされる <u>支援の度合い</u> が一次判定結果に相当するか検討	通常に比べ <u>介護の手間</u> がより「かかる」「かからない」か検討

2023年7月12日

37

介護保険と障害福祉の支援の実態

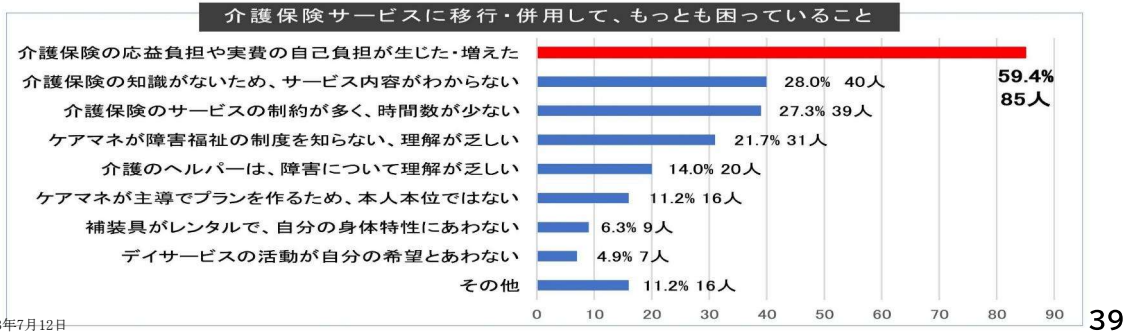
1. 介護保険の生活援助の場合、45分以上以降は報酬は増えることはありません。これに対し、障害福祉の家事援助では45分以上の支援でも15分単位で報酬は上乘せされます。このため、60分以上の生活援助を提供する介護保険事業所はありません。結果として、障害福祉の時と同じような支援を受けられなくなることがあります。
2. 介護保険の生活援助では、①利用者本人以外のための行為、②ホームヘルパーが行わなくても日常生活に支障がないと判断される行為、③日常的な家事の範囲を超える行為は支援の対象外とする禁止規定がありますが、障害福祉の家事援助にこうした規定はありません。
3. 障害福祉は社会参加を前提としているため、服を選ぶに際しても今日はこういった組み合わせがおしゃれかといったやり取りをしながら支援が行われます。これに対し、介護保険ではこうしたやり取りをしながらの支援は想定されていません。
4. 介護保険の通所介護は日中を楽しく過ごしたり、入浴支援を受けることが中心です。これに対し、障害福祉の生活介護は、軽作業を行ったり、利用者に役割を担ってもらって、その人の生きがいや社会的役割づくりも支援の一環として行います

2023年7月12日

(2021年8月障全協作成資料より) 38

もっとも多かった「利用料負担増」の声

「介護保険サービスに移行・併用して、もっとも困っていること」で多かったのは、「応益負担（利用料負担）や実費の自己負担が生じた・増えた」の59.4%であり、次いで「自分自身に介護保険の知識がないため、どんなサービスを利用できるのかわからない」の28.0%、「介護保険のサービスが利用しにくい（制約が多く、時間数が少ない）の27.3%、「ケアマネージャーが障害福祉制度を知らない。理解が乏しい」の21.7%だった。



<政府関係文書・判例に見る介護保険と障害福祉施策の関係> ※中略は…で表記

- 《障害者》の心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多種多様であることから、一律に当該介護保険サービスを利用するものとはしないこととする。（通知「自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」）
- 原告・弁護団からは、利用者負担の在り方等に関して以下の指摘があった。…介護保険優先（障害者自立支援法第7条）を廃止し、障害の特性に配慮した選択制等の導入を図ること。（障害者総合支援法違憲訴訟原告団・弁護団と国（厚生労働省）との基本合意文書）
- 障害者総合福祉法は、障害者等が等しく基本的人権を享有する個人として、障害の種類と程度に関わりなく日常生活及び社会生活において障害者のニーズに基づく必要な支援を確保するものであり、介護保険法とはおのずと法の目的や性格を異にするものである。この違いを踏まえ、それぞれが別個の法体系として制度設計されるべきである。介護保険対象年齢となった後でも、従前から受けていた支援を原則として継続して受けることができるものとする。（障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の資格提言）
- 自立支援法7条は、自立支援給付と介護保険給付等の二重給付を回避するための規定であって…裁量処分することが相当。介護保険給付を利用可能な障害者が、その申請をしない場合に…自立支援給付の不支給決定をすることについては…市町村の合理的裁量にゆだねられている。（岡山・浅田訴訟最高裁確定判決 2018年12月13日）

上の論文書はすべて、今日においても効力を及ぼすものです。介護保険と障害福祉施策の関係は、これらの視点をらまえて市町村において対応されるべきであり、一律に介護保険が優先されることがあってはなりません。

65歳となり介護保険の申請をすませた方の課題

すでに介護保険の申請を行った人に対しては、介護保険だけでは不足してしまうサービス量・内容を、市町村が障害者施策から上乗せするなどして補うことになっています。しかし介護度や障害支援区分などを理由として、上乗せを拒否したり、居宅内容に制約をかける市町村も少なくありません。こうした姿勢を改めていくことが大切な課題となっています。

下の文章を参考に要領書を作成して市町村に改善を求めていきましょう。

○介護保険だけでは不足してしまうサービス量・内容を、市町村が障害者施策から上乗せするなどして補うこと。その際、介護度や障害支援区分によって上乗せの可否を判断したり上乗せ量・内容を制約せず、一人ひとりの暮らしに必要な支援量・内容の確保を図ること。

障害者施策に関するご相談は、下記連絡先でもお受けしています

○障害者（児）を守る会大阪連絡協議会（障連協） ○きょうさん大阪支部
TEL 06-6697-9005 FAX 06-6697-9059
〒558-0011 大阪市住吉区河田5-1-22
E-mail GSP22334@nifty.com（障連協） osaka@kyosaren.or.jp（きょうさん）

2023年7月12日

障害福祉サービスを使ってきたみなさん

65歳を超えたあとも 介護保険を申請しない という選択肢もあります

介護保険を申請すると…

- 障害福祉サービスに相当する支援は介護保険が優先します
- 介護保険サービス利用には1割の利用者負担が発生します
- 使い損ねた障害福祉サービスが中断してしまう心配が生じます
- 難時期の疾患別医療リハビリは介護保険サービスに切りかわります

介護保険は申請することで制度サービスの利用がスタートします。この仕組みを「申請主義」といいます。申請しなければ何もはじまりません。現在の障害福祉サービスの継続を希望する場合は「申請しない」という選択肢もあることを知ってください。

※ここでの申請とは、要介護認定の申請のことです。介護保険は一定の要件条件に該当すると自動的に被保険者としての資格を持ちますが、介護保険のサービスを利用するためには、市町村に対して要介護認定の申請を行わなければなりません。

大阪社会保険推進協議会

〒530-0034 大阪市北区錦町2-2 国労会館
TEL 06-6354-8662 FAX 06-6357-0846
http://www.osaka-syahokyo.com E-mail osakasha@poppy.ocn.ne.jp

40

介護保険は**申請**しないと**利用**が始まりません

障害福祉サービスを受けている人が、65歳になったことを理由に介護保険によるサービス利用を求められ生活に困難をきたしてしまう、いわゆる「65歳問題」がいま各地に広がっています。一人ひとりの障害者にとっても、「これまでのサービスが継続できなくなるのではないか」「介護保険の利用料負担が支払えないのではないか」などの不安も広がっています。

本来介護保険は、国民一人ひとりが保険料を負担して支えている制度ですから、他のどの福祉制度よりも内容が充実しているのは当然の事です。ところが実際は、現在の障害福祉制度にも及ばない貧しい支援内容となっているため、障害者の中に現在のくらしが維持できないのではないかとの不安が広がっているのです。

そんな不安を抱えている障害者に、無理やり介護保険利用が押し付けられることがあってはなりません。介護保険を申請しないという選択も含め、どうすれば本人が望む暮らしを送ることができるのかを、障害者福祉関係者、介護保険関係者と行政が連携を取り、本人の意向を最大限に尊重して対応していくことが求められています。

- ◆ **介護保険を申請すると次のサービスについて介護保険が優先されます**
優先サービス＝介護保険のホームヘルプ、デイサービス、ショートステイに相当するサービス
※同行援護・就労継続支援などの障害固有の支援サービスは引き続き継続して利用できます
※重度訪問介護については居宅介護に該当する部分のみ介護保険に移行することもあります
※介護保険だけでは支給量が足りない場合などは障害福祉制度で上乘せできる場合もあります
その際介護保険サービスは支給決定量いっぱいまで利用するよう求められることがあります
- ◆ **非課税世帯も介護保険利用には1割の自己負担が発生します**
例えば30分～1時間未満の身体介護1回394円など。この金額に市町村の立地や支援時間帯、支援内容ごとに加算金などが上乘せされます。
- ◆ **介護保険の申請後は65歳前のサービス利用の状態に戻すことはできなくなります**
いちど介護保険を申請すると、サービス提供の要件を満たす限り将来にわたって介護保険からサービスが提供されます。そのサービス提供を断って障害福祉施策からサービスを受けることはできません。
- ◆ **介護保険サービスが必要となったときに介護保険を申請することができます**
65歳以降であればいつでも、福祉用具貸与などの介護保険によるサービス提供が必要になったときに介護保険を申請することができます。障害状況や環境の変化に応じて自分にとって必要なサービスを柔軟に選択していくことが大切です。

2023年7月12日

Q 介護保険の申請をしなくてもいいのでしょうか。そのためにもどのようなことをすればよいのでしょうか？

A 65歳の誕生日前に市町村から介護保険の申請関連書類が送付されてきます。そこに記載されている連絡先に「介護保険を申請しない」との意思を伝えましょう。

Q 申請をしない意思を伝えるために、どのような準備が必要ですか？

A なぜ申請したくないのかをきちんと説明できる材料をそろえましょう。①現在のサービスが継続できないとくらしが成り立たないこと、②介護保険の利用料負担ができないことなど、自分らしくくらしをこれまで通り続けていくために介護保険には移れないあなたの事情を具体的に説明しましょう。

Q 介護保険に移らないことで不利益を受けることはありませんか？

A 介護保険を申請しない障害者に対して障害福祉サービスを支給しないことを決定した事件（岡山市・浜田訴訟）では岡山市が全面敗訴しました。国も一律に介護保険を優先的に利用するものではないと通達しており、障害者が介護保険を申請しないことで一方的に不利益を押し付けることは、行政の裁量を逸脱した不法な行為です。また行政の不法行為を未然に防ぐためにも、申請を拒否する際には障害福祉の相談支援事業所や介護保険のケアマネージャーなどの関係者も含め、とりわけ行政担当窓口としっかり話しあっていくことが大切です。くらしの事情への理解を広げることが不利益処分を未然に防止する力にもなります。

Q 市町村に介護保険の申請をしないことを告げた場合、その後どんな対応が行われるのでしょうか？

A 市町村から定期的に（通常は3カ月ごとに1回程度）介護保険を申請するよう働きかけがあります。その際、現在のサービスを引き続き利用したい場合には、「まだ介護保険は申請しない」との意思をしっかりと伝えましょう。

41